



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 人事委員会規則

\*1 職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

- 156 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 157 平成22年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理(植栽管理及び清掃)業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (食品・生活衛生課)
- 158 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 159 " ( " )
- 160 生活保護法による医療機関の指定( " )
- 161 " ( " )
- 162 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 163 " ( " )
- 164 " ( " )
- 165 " ( " )
- 166 " ( " )
- 167 遊漁規則の変更の認可 (資源管理課)
- 168 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 169 港湾法による湯浅広港臨港地区の範囲の定め (港湾空港振興課)
- 170 港湾法による湯浅広港臨港地区内における分区の指定 ( " )

### ○ 人事委員会告示

2 平成19年和歌山県人事委員会告示第2号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の一部改正

### ○ 内水面漁場管理委員会告示

1 平成22年度第5種共同漁業権に係る増殖目標量の決定

### ○ 訓令

\*2 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年2月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則(昭和41年和歌山県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

警察官の採用試験のうち、次の各号に掲げる事務を行う権限を警察本部長に委任する。

- (1) 申込みの受付
- (2) 教養試験及び論作文試験の実施
- (3) 身体検査、身体精密検査、適性検査、体力検査及び実技試験の実施
- (4) 第1次試験の合格者の決定

第2条第2項中「前項の検査又は試験」を「前項各号に掲げる事務」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第156号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成22年2月16日指定した。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発行所名
コミック	mini Sherry vol.4	02054-03	徳間書店
コミック	Sweet プチ 3月号	15487-03	笠倉出版社
コミック	Young Love Comic アヤ 3月号	18815-03	宙出版
月刊誌	裏モノJAPAN 3月号	01805-3	鉄人社
月刊誌	漫画実話ナックルズ 3月号	18421-3	ミリオン出版
月刊誌	実話マッドマックス 3月号	15279-03	コアマガジン
雑 誌	お宝ガールズ 3月号	02257-03	コアマガジン

月刊誌	ブレイクマックス 3月号	18011-03	コアマガジン
月刊誌	劇画マッドマックス 3月号	03369-03	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 3月号	05267-3	竹書房
雑誌	BLACK BOX vol.40	17843-3	三英出版
月刊誌	決定版! XX 3月号	13319-3	ミリオン出版
月刊誌	ナックルズEX 3月号	16809-3	ミリオン出版
雑誌	ENJOY MAX THE BEST	06232-03	笠倉出版社
月刊誌	ピンキーマガジン 2月号	不明	H（アッシュ）
月刊誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	ミリオン出版
月刊誌	月刊エンタメ 3月号	02053-03	徳間書店

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成22年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

平成22年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格に関する事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成22年3月1日（月）現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと、及び排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
  - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 過去5年間に於いて、次に掲げるすべての契約履行の実績等を有する者であること。
  - ア 動物管理業務について、国（独立行政法人等を含む。以下同じ。）、地方公共団体又は民間が設置する動物を管理する施設における、1の（2）に掲げる仕様書に定める業務と同種の業務の契約履行実績。ただし、当該動物管理業務を十分に遂行できると判断可能な、業務として動物を取り扱っていることを証する書類を提出する場合は、この限りでない。
  - イ 植栽管理業務について、国、地方公共団体又は民間が設置する施設における1の（2）に掲げる仕様書に定める業務と同種同規模の業務の契約履行実績
  - ウ 清掃業務について、国、地方公共団体又は民間が設置する施設における1の（2）に掲げる仕様書に定める業務と同種同規模の業務の契約履行実績
- (8) 造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者を雇用している者であること（代表者自身がそれらの資格を有する場合を含む。）。
  - 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
    - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
      - ア 競争入札参加資格審査申請書
      - イ 事業経歴書
      - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書  
 オ 直近1か年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）  
 カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者においては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書）  
 （ア）消費税及び地方消費税  
 （イ）和歌山県が課する県税全税目  
 キ 使用印鑑届  
 ク 誓約書  
 ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）  
 コ 2の（7）に掲げる契約履行の実績等を有することを証する書類（履行証明書及び契約書等の写し）及び2の（8）に掲げる資格者を雇用していることを証する書類  
 （2）（1）のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。  
 （3）（1）のア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示すこれらの用紙は、平成22年2月26日（金）から同年3月5日（金）までの火曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。  
 （4）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成22年2月26日（金）から同年3月6日（土）午前11時までの間に、和歌山県動物愛護センター業務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。  
 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
 3の（1）に掲げる申請書類は、平成22年3月1日（月）から同月8日（月）までの火曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。  
 5 入札公告、仕様書等の閲覧方法  
 平成22年2月26日（金）午前10時から同年3月5日（金）午後4時までの間、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031601/h22nyuusatsu1.html>）に掲載する。  
 6 資格審査申請書類の配布の場所  
 和歌山県動物愛護センター業務課  
 和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地

郵便番号 640-1251  
 電話番号 073-489-6500  
 ファクシミリ番号 073-489-6504  
 7 申請書類に使用する言語  
 申請書類に使用する言語は、日本語とする。  
 8 資格審査の結果通知  
 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成22年3月12日（金）までに通知する。  
 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
 （1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。  
 （2）（1）の説明は、平成22年3月17日（水）午後1時までに書面により求めるものとする。  
 （3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により6に掲げる場所に提出するものとする。  
 （4）説明に対する回答については、平成22年3月20日（土）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南医 27-38	坂本医院	海南市日方1014-11	平成 21.12.28
御医 38-57	松下内科	御坊市島114-6	平成 21.12.31
有医 63-63	木村耳鼻咽喉科医 院	有田郡有田川町水尻7 1-5	平成 21.6.15

和歌山県告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西歯 48-19	尾崎歯科医院	西牟婁郡すさみ町周参見4061	平成 21.12.31

**和歌山県告示第160号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西歯 49-21	尾崎歯科医院	西牟婁郡すさみ町周参見4026-8	平成 22.1.1
海南歯 40-21	ふじやま歯科クリニック	海南市野上中371-1	平成 22.2.1

**和歌山県告示第161号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御医 74-21	松下内科	御坊市島114-6	平成 22.1.4
御医 75-21	むらがき心療内科クリニック	御坊市島646-1	平成 22.2.1

**和歌山県告示第162号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングプラザ西浜店  
和歌山県和歌山市西浜940-1 他
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 変更しようとする事項  
（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）開店時刻 午前9時、閉店時刻 午前零時  
（変更後）開店時刻 午前7時、閉店時刻 午前零時  
（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前8時30分から午前零時30分まで  
（変更後）午前6時30分から午前零時30分まで
- 変更年月日  
平成22年2月13日
- 変更する理由  
お客様利便性向上のため。
- 届出年月日  
平成22年2月12日
- 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課  
（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課  
（和歌山市七番丁23番地）
- 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成22年2月26日から同年6月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第163号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山

県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ鳴神店  
和歌山県和歌山市鳴神字櫛ノ掛121の2
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後11時  
(変更後)開店時刻 午前7時、閉店時刻 午後11時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)午前8時30分から午後11時30分まで  
(変更後)午前6時30分から午後11時30分まで
- 4 変更年月日  
平成22年2月13日
- 5 変更する理由  
お客様利便性向上のため。
- 6 届出年月日  
平成22年2月12日
- 7 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成22年2月26日から同年6月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第164号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商

工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ橋本林間店  
和歌山県橋本市三石台1丁目2番1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後11時  
(変更後)開店時刻 午前7時、閉店時刻 午後11時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)午前8時30分から午後11時30分まで  
(変更後)午前6時30分から午後11時30分まで
- 4 変更年月日  
平成22年2月13日
- 5 変更する理由  
お客様利便性向上のため。
- 6 届出年月日  
平成22年2月12日
- 7 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
橋本市経済部商工観光課(橋本市東家一丁目1番1号)  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成22年2月26日から同年6月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第165号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がそ

の周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
松源岩出店  
和歌山県岩出市大町字大町後58番地の2
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良  
和歌山県和歌山市吹上2丁目4番50号
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の所在地  
(変更前) 和歌山県那賀郡岩出町大町字大町後58番地の2  
(変更後) 和歌山県岩出市大町字大町後58番地の2
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後8時  
(変更後) 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後9時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで
- 4 変更年月日
  - 3(1) 平成18年4月1日
  - 3(2)と(3) 平成22年2月18日
- 5 変更する理由
  - 3(1) 市制施行による住所名の変更のため。
  - 3(2)と(3) お客様の利便性の向上のため。
- 6 届出年月日  
平成22年2月17日
- 7 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
岩出市事業部農林経済課（岩出市西野209番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209番地）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成22年2月26日から同年6月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下

「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店  
和歌山県田辺市下万呂字裏代416-2 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社ドラッグストアキリン  
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 金森義雄  
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1  
(変更後) 株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 末田義彦  
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 金森義雄  
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1  
(変更後) 株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 末田義彦  
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1
  - (3) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店  
(変更後) スーパードラッグキリン万呂店、プライスカット田辺下万呂店

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午前零時  
(変更後) 開店時刻 午前7時、閉店時刻 午前零時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前零時30分まで  
(変更後) 午前6時30分から午前零時30分まで

4 変更年月日

3(1)と(2) 平成20年10月1日

3(3) 平成18年10月26日

3(4)と(5) 平成22年2月13日

5 変更する理由

3(1)と(2) 代表者変更のため。

3(3) 正式店舗名称決定のため。

3(4)と(5) お客様利便性向上のため。

6 届出年月日

平成22年2月12日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

田辺市産業部商工振興課（田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成22年2月26日から同年6月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第167号**

日置川漁業協同組合の第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更については、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり認可した。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

日置川漁業協同組合  
西牟婁郡白浜町安居13  
和内共第20号

2 遊漁規則の変更の内容

第7条第1項中「、肢体不自由者及び70歳以上の高齢者」を「及び肢体不自由者」に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

平成22年2月18日

**和歌山県告示第168号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3064	岩出市大町字大町後84番の一部	紀の川市黒土272番地の1 アーク住宅株式会社 代表取締役 金田光央	平成 22.2.18	6.00	43.79

**和歌山県告示第169号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、湯浅広港臨港地区の範囲を次のとおり定める。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、有田振興局建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

湯浅広港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

名 称	区 域	面 積
湯浅広港臨港地区	有田郡広川町大字広の一部（別図に示す区域）	約2.5ha

**和歌山県告示第170号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、湯浅広港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び有田振興局建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

湯浅広港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

名 称	区 域	面 積
商港区	有田郡湯浅町大字湯浅の一部（別図に示す区域）	約2.2ha
漁港区	有田郡湯浅町大字湯浅の一部及び同郡広川町大字広の一部（別図に示す区域）	約4.2ha

**人事委員会告示**

**和歌山県人事委員会告示第2号**

平成19年和歌山県人事委員会告示第2号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成22年2月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二  
表中「合格発表の翌日」を「合格発表日」に改める。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成22年度第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成22年2月26日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野 恒太郎

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖方法	増殖目標量(以上)
熊野川漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	種苗放流	1,450,000尾
		あまご	種苗放流	30,000尾
		うなぎ	種苗放流	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	種苗放流	300,000尾
		こい	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	16,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	種苗放流	130,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	種苗放流	160,000尾
		あまご	種苗放流	20,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	種苗放流	960,000尾
		こい	種苗放流	30,000尾
		もくずがに	種苗放流	15,000尾
	和内共第7号から第12号まで	あまご	種苗放流	30,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	種苗放流	1,700,000尾
		こい	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	15,000尾
	和内共第14号	うなぎ	種苗放流	3kg
	和内共第15号	あまご	種苗放流	110,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	種苗放流	30,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	種苗放流	20,000尾
		もくずがに	種苗放流	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	種苗放流	90,000尾
		もくずがに	種苗放流	12,000尾
	和内共第19号	あまご	種苗放流	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	種苗放流	390,000尾
		あまご	種苗放流	50,000尾
		うなぎ	種苗放流	100kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	種苗放流	460,000尾
	和内共第27号及び第28号	あまご	種苗放流	20,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	種苗放流	110,000尾
		あまご	種苗放流	10,000尾
		うなぎ	種苗放流	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	種苗放流	80,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号から第36号まで	あゆ	種苗放流	760,000尾
		あまご	種苗放流	20,000尾
		うなぎ	種苗放流	40kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第37号	あまご	種苗放流	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第38号	あまご	種苗放流	10,000尾

(注)

1 「こい」については、平成21年5月22日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出

し等の禁止、放流等の制限が行われている。

2 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ 平均体重3g以上

こい	平均体重5g以上
あまご	平均体重3g以上
にじます	平均体重3g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
うなぎ	平均体重1g以上

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (9) 検査指導室長等とは、技術調査課検査指導室長（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事においては、技術調査課検査指導分室長。以下同じ。）又は農林水産総務課長をいう。

第3条の表中間検査の項の次に次のように加える。

一部完成検査	設計図書において、部分引渡しを受けるべき旨を指定した部分の工事が完了したとき、その指定部分の履行の適否について行うもの
--------	---

第4条中「仕様書及び設計書」を「設計図書」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

（検査の時期）

第5条 工事検査は、契約の相手方から第3条に掲げる検査の種類に応じて提出される通知又は請求を受理した日から、県工事については14日以内の日に、県工事に伴う業務については10日以内の日に行うものとする。ただし、中間検査にあっては、県工事等の施工中において知事が必要と認めるときに、遅滞なく行うものとする。

（工事検査等の立会い）

第6条 県工事に関する工事検査の実施に当たっては、次に掲げる者の立会いの下に行うものとする。

- (1) 監督員
  - (2) 請負人又は現場代理人
  - (3) 監理技術者又は主任技術者
- 2 県工事に伴う業務に関する工事検査の実施に当たっては、次に掲げる者の立会いの下に行うものとする。

- (1) 監督員
  - (2) 受託人、主任技術者、照査技術者又は管理技術者
- 3 現地調査の実施に当たっては、当該補助工事を施行した市町村等の担当者及び調査を依頼した課室等に属する担当

職員の立会いの下に行うものとする。

（工事検査等の中止）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、検査職員は工事検査等を中止することができる。

- (1) 前条各項に規定する立会人が検査の執行を妨害し、検査職員の指示に従わず、検査の実施が困難であるとき。
- (2) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違し、検査の実施が困難であるとき。
- (3) 天災その他の不可抗力により検査の実施が困難であるとき。

第8条第1項中「完成検査」の次に「、一部完成検査」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項ただし書中「行い、又は県土整備部が所管する補助工事について技術調査課検査指導室長に現地調査を依頼する」を「行う」に改め、同条第6項中「当該所属の検査職員又は」を削り、「職員に」を「当該所属の職員に」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、検査指導室長等が必要と認めるときは、検査指導室長等において直接検査若しくは現地調査をし、又は他に適当であると認められた者に検査若しくは現地調査を委任することができる。

第9条第1項中「完成検査」の次に「、一部完成検査」を加える。

第11条第1項中「職員は、」の次に「別に定める要領により成績評定を行い、」を加える。

第12条を第13条とする。

第4章中第11条の次に次の1条を加える。

（修補又は改造）

第12条 県工事等に関する検査の結果、修補又は改造を要する箇所があるときは、工事検査を行った職員は、該当箇所の修補又は改造を当該工事等の請負人又は受託人に検査修補指示書により期限を定めて指示するものとする。この場合において、工事検査を行った職員は、特に必要と認められる場合にあっては、検査要求のあった所属長に検査修補指示書の写しを添付して報告するものとし、報告を受けた所属長は、修補通知書により契約の相手方に指示するものとする。

2 前項の規定による修補又は改造が完了し、請負人又は受託人からの修補完了報告を受けたときは、工事検査を行った職員は、再度県工事等に関する検査を行うものとする。ただし、修補が軽微な場合にあっては、工事検査を行った職員が、修補完了報告の内容の確認をもって、再検査を行ったものとみなす。

3 現地調査の結果、修補又は改造を要する箇所があるときは、現地調査を行った職員は、補助工事を施行した市

町村等に現地調査修補指示書により期限を定めて指示するものとする。この場合において、現地調査を行った職員が、特に必要と認められる場合にあつては、依頼のあった課室長等に現地調査修補指示書の写しを添付して報告するものとする。

4 前項の報告を受けた課室長等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これを知事に報告し、知事は、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助工事を施行した市町村等に対して命ずることができる。

5 前項の規定による措置が完了し、市町村等からの修補完了報告を受けたときは、現地調査を行った職員は、再度現地調査を行うものとする。ただし、修補が軽微な場合にあつては、現地調査を行った職員が、修補完了報告の内容の確認をもって再調査を行ったものとみなす。

別表土木工事の項中「(西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事にあつては、技術調査課検査指導室分室長。以下同じ。)」を削り、同表上記に掲げるもの以外の工事の項中「技術調査課検査指導室長又は農林水産総務課長」を「検査指導室長等」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。